



認定特定非営利活動法人 制度のあらまし

岐 阜 県
令和3年6月

1 認定NPO法人制度

認定NPO法人制度は、NPO法人への寄附を促すことにより、NPO法人の活動を支援するため、NPO法人のうち一定の要件を満たすものについて、税制上の優遇措置を受けることができるという制度です。

認定NPO法人とは

NPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものについて、一定の基準（パブリック・サポート・テストを含みます。）に適合したものとして、岐阜県の認定を受けたNPO法人をいいます。

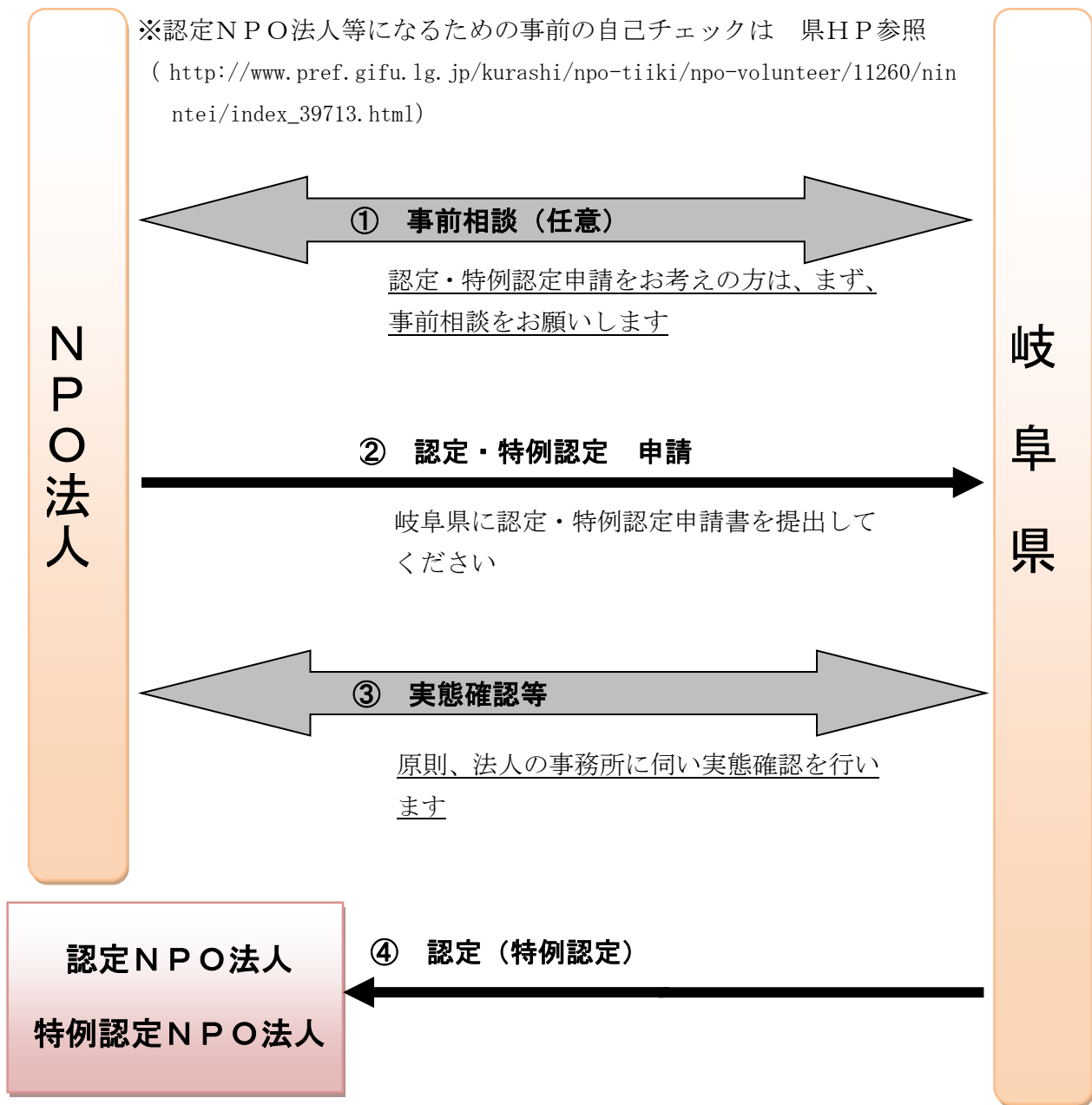
特例認定NPO法人とは

NPO法人のうち、新たに設立された法人（設立後5年以内をいいます。）であり、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものについて、一定の基準（パブリック・サポート・テストは含まない。）に適合したものとして、岐阜県の特例認定を受けたNPO法人をいいます。

< 「認定」と「特例認定」の違い >

	認定	特例認定
要件	8つの要件	7つの要件（PST要件を除く）
有効期間	認定の日から5年間	特例認定の日から3年間
申請可能な法人	全てのNPO法人 ※申請書を提出した日を含む事業年度開始の日において、設立後1年を越える期間を経過している	設立後5年以内の法人 ※申請書を提出した日を含む事業年度開始の日において、設立後1年を越える期間を経過している ※認定又は特例認定を受けたことがない ※更新は不可
税制優遇	① 個人が認定法人に寄附した場合の寄附金控除 ② 法人が認定法人に寄附した場合の損金算入限度額の拡大 ③ 個人からの現物資産寄附のみなし譲渡所得税の非課税措置の特例 ④ 相続人が認定NPO法人に寄附した財産が非課税 ⑤ 認定法人自身のみなし寄附金	① 個人が特例認定法人に寄附した場合の寄附金控除 ② 法人が特例認定法人に寄附した場合の損金算入限度額の拡大 ③ 個人からの現物資産寄附のみなし譲渡所得税の非課税措置の特例 ④、⑤は適用なし

2 認定等申請の手続き



◎ 認定NPO法人等の義務について

役員報酬規程等の提出	情報公開	異動の届出等
<p>認定NPO法人等は、役員報酬規程等及び助成金支給の実績を岐阜県や岐阜県以外の関係知事に提出しなければなりません</p>	<p>認定NPO法人等は、事業報告書等、役員名簿、定款、認定等申請の添付書類、役員報酬規程等の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければなりません</p>	<p>認定NPO法人等は、認定等されたとき、代表者の変更があったときなど所定の異動・変更等が生じた場合には、その旨を記載した書類等を、岐阜県や岐阜県以外の関係知事に提出しなければなりません</p>

3 認定NPO法人等のメリット（税制上の優遇措置）

1 認定NPO法人等に寄附をした寄附者に対する優遇

① 個人が認定NPO法人等に寄附をする場合

個人が認定（特例認定）NPO法人に寄附すると、所得税の計算において、寄附金控除（所得控除）又は税額控除のいずれかの控除を選択適用できます。

また、岐阜県では認定（特例認定）NPO法人に個人が寄附をすると、個人住民税の計算において、県民税4%、市町村民税（ただし、各市町村の条例で定めている場合に限る）6%の寄附金税額控除が適用されます。（確定申告が必要です）

- ・ 所得税額の控除額（税額控除を選択した場合） →（寄附金額－2,000円）×40%
- ・ 住民税額の控除額（県と市町村双方が指定した場合） →（寄附金額－2,000円）×10%

所得控除と税額控除の比較（年収300万円の方が1万円寄附した例）

<所得控除計算例>

所得税（10,000円－2,000円）×5%（所得税率）＝400円
住民税（10,000円－2,000円）×10%＝800円 合計1,200円が税額から控除

<税額控除計算例>

所得税（10,000円－2,000円）×40%＝3,200円
住民税（10,000円－2,000円）×10%＝800円 合計4,000円が税額から控除

※1 所得税：寄附金額の合計額は所得金額の40%、税額控除額の25%相当額が限度

※2 住民税：寄附金額の合計額は所得金額の30%が限度額

※3 住民税10%：県民税4%＋市町村民税6%（ただし、各市町村の条例で定めている場合に限る）

② 法人が認定NPO法人等に寄附をする場合

法人が認定（特例認定）NPO法人に寄附をすると、一般寄附金の損金算入限度額に加え、別枠の損金算入限度額が設けられており、その合計額の範囲内で損金算入が認められます。

$(\text{資本金等の額} \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\%) \times 1/2$

③ 個人が土地、建物、株式等の現物資産を寄附した場合

個人がNPO法人に土地、建物、株式等の現物資産を寄附した場合には、その現物資産は寄附時の時価により譲渡があったものとみなされ、その資産の取得時から寄附時までの値上がり益に対して、寄附した人に「みなし譲渡所得税」が課税されますが、その寄附が一定の要件を満たすときは、国税庁長官の承認を得ることで、みなし譲渡所得税が非課税となります。この非課税措置に、認定NPO法人及び特例認定法人が対象となる「承認特例」があります。

④ 相続人が認定NPO法人に寄附をした場合

相続（遺贈）により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定NPO法人に対し、その認定NPO法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、その寄附をした財産の価額は相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません。

2 認定NPO法人に対する優遇（みなし寄附金制度）

認定NPO法人は、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に該当するものために支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなされ、一定の範囲内で損金算入が認められます。

4 認定NPO法人等になるための基準

1 パブリックサポートテスト（PST）基準に適合すること

（特例認定NPO法人は除く）

2 事業活動において、共益的（下記）な活動の占める割合が50%未満であること

- ・会員等のみを対象とした物品の販売やサービスの提供
- ・会員等のみが参加する会議や会報誌の発行
- ・特定のグループや地域などに便益が及ぶ活動
- ・特定の人物や著作物に関する普及啓発や広告宣伝などの活動

3 運営組織及び経理が適切であること

- ・役員総数のうち、特定の役員及びその役員の親族等の占める割合が1／3以下
- ・役員総数のうち、特定の法人の役員や従業員が占める割合が1／3以下
- ・公認会計士（監査法人）の監査を受けているか、青色申告法人と同等に取引を帳簿に記録し保存している
- ・使途不明な支出がなく、帳簿に虚偽の記載はない
- ・各社員の表決権が平等であること

4 事業活動の内容が適正であること

- ・宗教活動や政治活動は行っていない
- ・役員、社員、職員、寄附者若しくはこれらの親族等に特別の利益を与えていない
- ・営利を目的とした事業を行う者、宗教・政治活動を行う者等に寄附を行っていない
- ・実績判定期間において、「特定非営利活動に係る事業費／事業費の総額」の割合が80%以上
- ・実績判定期間において、「受入寄附金のうち特定非営利活動の事業費に充てた額／受入寄附金総額」の割合が70%以上

5 情報公開を適切に行っていること

- ・事業報告書や役員名簿などの情報を一般に公開することができる
- ・一般の人から情報公開の請求があった場合、閲覧に応じることができる

6 事業報告書等を所轄庁に提出していること

- ・各事業年度において、事業報告書等を期限までに岐阜県（所轄庁）に提出している

7 法令違反、不正行為、公益に反する事実等がないこと

- ・税の申告・納付、資産や役員の登記、NPO法や定款に基づく法人運営等を適切に行っている

8 申請書を提出した日を含む事業年度開始の日において、設立の日から1年を越える期間が経過していること

その他 欠格事由のいずれにも該当しないこと

◎ パブリックサポートテスト（PST）基準について

パブリックサポートテストとは、多くの市民から支援を受けているかどうかを判断するための基準です。

パブリックサポートテスト基準の判定に当たっては、①相対値基準、②絶対値基準、③条例の個別指定 のいずれかの基準を選択することができます。

ただし、岐阜県においては、③条例の個別指定は行っていません。

①相対値基準

経常収入金額に占める寄附金の割合が20%以上であること

$$\frac{\text{Mの金額（円）}}{\text{Gの金額（円）}} \geq 20\%$$

実績判定期間における

A. 活動計算書の「総収入金額 ^(注) 」	(円)
B. 国・地方公共団体からの補助金等	(円)
C. 資産売却による臨時収入	(円)
D. 1,000円未満の寄附金（同一者からの合計額）	(円)
E. 氏名又は名称が明らかでない寄附金	(円)
F. 休眠預金等交付金関係助成金	(円)
<hr/>		
G. 差引金額（A - B - C - D - E - F）	(円)

(注) 「総収入金額」欄には、活動計算書の経常収益計と経常外収益の合計額を記載します。

実績判定期間における

H. 「寄附金総額」	(円)
I. 同一者からの寄附金のうち、Gの10%を超える額の合計	(円)
J. 1,000円未満の寄附金（同一者からの合計額）	(円)
K. 氏名又は名称が明らかでない寄附金	(円)
L. 休眠預金等交付金関係助成金	(円)
<hr/>		
M. 差引金額（H - I - J - K - L）	(円)

(注) 対価性のない助成金等を含みます

②絶対値基準

実績判定期間において、年間 3,000 円以上の寄附者の数が年平均 100 人以上であること

(注意事項)

- 寄附者の氏名（法人・団体にあつては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者のみを数えます。
- 寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人として数えます。
- 申請法人の役員及びその役員と生計を一にする者が寄附者の場合は、これらの者は寄附者数に含めません。
- 実績判定期間中に、年 3,000 円以上の寄附者が 100 人以上でない事業年度がある場合には、別の算式により年平均 100 人となるかどうか判断します。
- 寄附者が休眠預金等交付金関係助成金を提供している場合、「3000 円＋休眠預金等交付金関係助成金の額」以上の額を寄附した者のみを数えます。詳しくは、『認定 NPO 法人の認定基準（PST 算定）における「休眠預金等からの助成金」の除外について』を参照ください。

5 審査にあたり確認させていただく資料（例）

確認させていただく書類の事例	
1	NPO法人の事業活動内容がわかる資料 (パンフレット、会報誌、マスコミで紹介されている記事、事業所一覧等)
2	NPO法人の従業員一覧、給与台帳、給与規定、役員報酬規定、会員名簿
3	仕訳帳、総勘定元帳など作成している帳簿や取引記録 (会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合の「監査証明書」を含みます。)
4	申請書に記載された数字の計算根拠となる資料 (例) ・事業費と管理費の区分基準 ・役員の総数に占める一定のグループの人数割合
5	事業費の内容がわかる資料 (事業活動の対象、イベント等の実績(開催回数、募集内容等)、支出先など)
6	寄附金・会費の内容がわかる資料(受領状況、現物寄附の評価額、寄附金・会費に係る特典等)
7	絶対値基準の算出方法がわかる資料
8	助成金・補助金収入を受けている場合、その募集要項、申請書及び報告書等
9	閲覧資料の備付け状況、閲覧に関する細則(社内規則)
10	NPO法人が特定の第三者を通じて活動を行っている場合、特定の第三者の活動内容及びNPO法人と特定の第三者との関係がわかる資料
11	法人の運営状況(総会や理事会の開催状況、予算や事業計画の作成状況、役員の選任状況等)

6 認定NPO法人等の閲覧等書類一覧

認定・特例認定NPO法人は、以下の書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならないこととされています。

書 類 名		認定法人等 (閲覧)	岐阜県 (閲覧/謄写)
事業報告書等	事業報告書	○	○
	計算書類（活動計算書、貸借対照表）		
	財産目録		
	年間役員名簿（各事業年度において役員であった者全員の氏名及び住所等並びに報酬の有無を記載した名簿）		
	社員のうち10人以上の者の氏名及び住所等を記載した書面		
役員名簿（最新のもの閲覧等の対象）		作成の日から5年が経過した日を含む事業年度の末日まで	過去5年間に提出を受けたもの
定款等（定款、認証及び登記に関する書類の写し）（最新のもの閲覧等の対象）			
認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		○	○
認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		○	○
前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		○	○
前事業年度の収益の明細など	収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項を記載した書類	○	過去5年間に提出を受けたもの (特例認定の場合は3年間)
	資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項を記載した書類	○	
	次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 ロ 役員等との取引	○	
	寄附者（当該認定NPO法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定NPO法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限り、）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類	○	
	役員等に対する報酬又は給与の状況を記載した書類 イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロに係る部分を除く。） ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項	○	
	支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日を記載した書類	○	
	海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日を記載した書類	○	
	特定非営利活動促進法に係る諸手続の手引き第3章2(1)「認定の基準の概要」の(3)（ロに係る部分を除きます。）、(4)イ及びロ、(5)並びに(7)に掲げる基準に適合している旨並びに欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類	○	
	「助成金の支給の実績」を記載した書類	○	
	寄附者名簿	×	
認定（特例認定）申請書	×	×	
認定（特例認定）申請書の添付書類のうち上記に含まれていないもの	×	×	

注：特例認定の場合、「助成金の支給の実績を記載した書類」については、作成の日から特例認定の有効期間の満了の日まで

◎問い合わせ先

岐阜県 環境生活部 県民生活課 住所 〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1
 TEL 058-272-8203 FAX 058-278-2889
 E-mail c11261@pref.gifu.lg.jp 8